

記の事項に該当する場合は支拂せぬ。
 本人以外の場合、(但し委託状提出 本人の印鑑持参の場合はこの限りにあらず。)
 印鑑証明のなき三文印または本人の印鑑認められぬ場合。
 ハ、工場又操規定期間外。
 ニ、退師後一ヶ月以上経過して請求の場合。
 半期賞與支拂は工賃支拂方法による。
 (但し半期賞與に限り支拂當日現在の従業員のみ支給す。)

第四條

半期賞與支拂は工賃支拂方法による。
 (但し半期賞與に限り支拂當日現在の従業員のみ支給す。)

第五條

年功賞與は年功賞與支拂規定による。

昇給及賞與

第六條 入社後滿一ヶ年を経過する毎に毎年日給率を昇給する。率及び方法は日給率昇給標準規定による。
 (但し技能更に進歩せず、または昇給を受ける資格なきものはこの限りに非ず。)
 第七條 各自の使用しつゝある機械に對しての改良の點、仕

事の段取、または方法の改良等についての建言に對しては專門技師の批判に基き實に値するものには、金三四より五十圓までの範圍に於て賞を與へる。
 缺勤
 公休日以外の止むを得ざる缺勤の場合には必ず缺勤の理由を通告し缺勤の許可を得ること。
 病氣にて缺勤の場合には必ず醫師の診断書を添付して缺勤の旨通告する事。

第八條

公休日以外の止むを得ざる缺勤の場合には必ず缺勤の理由を通告し缺勤の許可を得ること。
 病氣にて缺勤の場合には必ず醫師の診断書を添付して缺勤の旨通告する事。

解雇

第九條 左記事項の一に該当するものは直に解雇する。
 一、場所のいづれを問はず工場内にて喫煙したるもの。
 二、他人の名義を騙りまたは自己のものにあらずる賭本證明等を使用して入社せしもの。
 三、虚偽の申立をなして入社せしもの。
 四、一ヶ月の中二日以上會社の認めざる缺勤をなしたる場合。
 *、窃盜詐欺、その他會社に對する不正行為のありたる者。

る者。

ハ、ストライキの行爲ありたるもの、
 左記事項の一に該当するものはその事の嚴重により解雇または或期間内停職す。
 一、規定時間外に部長の證明なく外出したるもの。
 二、出入に際し所定の通用門以外より出入したるもの。
 三、正當なる理由なく自己の持場を離るるもの。
 四、他の職務の妨害となるべき言行又は當社員或は工場係員に對し無禮の言行ありたるもの。
 五、裸りに騒擾を醸し或は罷工教唆をなす形跡あるもの。
 六、當社従業員としての體面を汚す行爲ありたるとき。
 七、拘留に處せられたるもの。
 八、故意若くは不注意怠慢により機械器具を破損しまたは製品に損害を與へたるもの。
 九、工場内に於て私器を製造したるもの。
 一〇、理由なくして監督者の指揮を等閑に附するもの。
 一一、各自の製品の失錯を隠匿したるもの。
 一二、各自になすべき出入の際の規定を履行せず他人に依

頼しまたは依頼に應じたるもの。

一三、技能進歩せずその業を怠るるもの。

一四、會社の物品を私用したるもの。
 右の場合の以外にても解雇の必要を認むる時は時機の如何に拘らず解雇する。

就業時間

第十條 各自A、B、C組または六時三十分始業組の別により始業の五分前の汽笛にて入場す。特別に許可なきもの、外は五分前の汽笛まで絶対に入場を許可せぬ。
 第十一條 食事の爲め退場の場合または終業後退場の場合には汽笛の鳴る以前に自分の持場を離れる事は出来ぬ。

雜項

事情の如何にか、はらず一且退職せしものは再び採用せず但し兵役の爲め退職したるもの、または會社より特に入社を許可せられたる者はこの限りにあらず。従業員は當社の施設に對しては新古器物の別なく同等に使用することを得、(但し特に一定の會員制度なる施設はこの限りにあらず)